

総合特別区域の進捗に係る評価
[アジア拠点化・国際物流分野]

令和2年度

ながさき海洋・環境産業拠点特区

[指定：平成25年2月、認定：平成25年11月]

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(3.8+3.5)/2=3.7$

3.7

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	県内造船所による高付加価値船・省エネ船の建造量	85%	4
2	県内造船所による環境関連機器の取扱件数	82%	4
3	県内造船所が建造に携わったあるいは県内に設置された海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量(累計)	53%	2
4	海洋再生可能エネルギー実証プロジェクト実施件数(累計)	100%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 1 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 1 + 1 \times 0) / 4 = 3.8$

3.8

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.3+3.5+3.8)/3=3.5$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

専門家による評価の平均値

3.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

3.5

・数値目標については、主要造船所が新船造船事業を休止し、修繕船事業を柱とする事業再構築を行ったため、評価指標によってはその達成度合いが厳しいものとなったとあるが、今後の方針として、これまでの方針のままで良いのか、気になった。来年度以降の目標を達成するためには、より具体的で効果的な取り組みが必要ではないか。また、評価指標2については、今後の需要が見込まれることは良いことであるが、その需要をいかに取り込めるか、そのあたりの具体的な取り組み方がはっきりしていると、より成果に結びつくのではないかと。

・ポストコロナに向けて世界の景気が回復しつつあり、物流も拡大し運賃が急上昇しているため、貨物輸送船舶の需要の伸びも予想される。高付加価値船・省エネ船に適しているのは大型客船であることは理解するものの、貨物輸送船も世界的に急速に進みつつある脱炭素化の流れに抗い続けることはできず、省エネ船化が必要になってくるであろう。そのことも見据えた上で、将来の事業推進を展望すべきであろう。

・省エネ船建造および、環境関連機器取り扱い実績の積み上げを継続していくことは、今後の国際的な温室効果ガス排出規制のさらなる強化に向けて、技術的優位性を活用するためにも重要である。評価指標(2)の環境関連機器の取り扱いの件数の伸びのペースダウンについて要因分析は詳細に行われている。高コストを十分に上回るベネフィットを十分にかつ広く理解される広報や営業戦略について、その成果や課題などがあれば評価書に記述していただければ有難い。評価指標(3)の海洋再生可能エネルギー利用発電設備の総設備容量の目標到達の遅れが目立つが、その原因把握と対策についての見通しが行われているのか、気になる。

・ようやく特区の成果が見えてくるようになった。造船業の好調さに加え、海洋産業関連でも今後発展の見込みがかなり出てきているので、今後に期待したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.5

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1:1:2の比率で計算 $(3.7+3.5+3.5 \times 2) \div 4 = 3.6$

3.6

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。